

令和4年度第1回愛知県事業認定審議会会議要旨

1 開会

(1) 会議成立の確認

委員総数7名のうち出席者が6名であり、愛知県事業認定審議会条例第4条第3項の規定により定められた定足数である委員の過半数に達し、会議が成立している旨を事務局から報告した。

2 議題

(1) 審議の公開・非公開について

出席委員の全会一致により、公開については支障がないと判断された。

(2) 日進市「道の駅」整備事業の事業認定について

ア 事務局からの説明

(ア) 事業認定手続の概要について

(イ) 申請事業の概要について

(ウ) 意見書及び公聴会における主な意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解について

(エ) 事業認定要件及び適合性について

イ 諮問書の提出

建設局土木部用地課長より増沢会長に諮問書が手渡された。

ウ 各委員からの質疑及び事務局からの回答

(ア) 公益性の判断について

- 3号の要件に合致するかどうかを「得られる利益と失われる利益を比較考量し、それが適正かつ合理的なものか」ということで判断することになる。一方で、採算性や費用対効果などについては、「起業者が計画策定段階で行うものであり、当該事業の認定において判断するものではない」と資料には記載されている。そうすると、今回の事業について、得られる利益と失われる利益について、それが何か明かされておらず、よく分からないので判断しにくい。

⇒ 数字としてあげられているものはなかなか無く、起業者としても、直接的な数値としてあげているものは、この道の駅の収益、収支に関するものであり、その収支分析によると、本件施設では、78万人の利用が見込まれている。

具体的には、飲食施設で年間22万人、農産物の物販施設で年間43万人ほどの利用が見込まれるという計画になっている。また、売り上げについては、地元農産物及び加工食品がそれぞれ年間1億3,000万円、合計で年間2億6,000万円を見込んでいる。

- 育児支援や地域コミュニティの活性化という話の中で、「利用者数の検証はしていないが、それなりに利用が見込まれる」という話だが、多目的施設のような部分については具体的にどのような検証がされたのか。例えば、既存の施設では、不便な点があるとか、混雑しているとか、そういう話があったということは確認していないのか。

(イ) 収支（試算）について

- 本件事業を行う事により得られる公共の利益は大きいと丸く言われても、地域資源の魅力が発信されるとか、ブランド力の向上が図られるというような、曖昧というか、やや文学的な表現では納得いかない。
 - それこそ起業者の政策の当否に関することかもしれないが、20億もの費用を掛けるわけなので、適正かつ合理的な利用に寄与するかどうかを判断する上では、そういうデータも知りたいと思う。
- ⇒ 収支分析で利益がどれだけあるかというものは一応出ており、経常利益は、年間6,887万円の黒字という数字が出ている。

- 収支分析とは経営として成り立つかと言うことであって、それによって公共の利益がどうという話とは若干違うと思うが、このような理解でよいか。

- 当然に、そもそも経営として成り立たないのは問題だが、その収支の数値がそのままこの施設の便益の数値を表しているわけではないと思う。

⇒ あくまで採算が合うかどうかという観点での数字である。

収益を上げていくのは目的の一つだが、公共の施設であるので、それが主ではない。確かに大きな要因ではあるので、それについても説明しながら進めさせていただいたほうがよかったかもしれないが、収支が主ではないということは、理解いただきたい。

- 収支見通しで、利用者が78万人とのことだが、日進市の中で78万人というのはどの程度の規模感なのか。

- 収支分析が平成30年にされているということだが、ららぽーと東郷の影響を織り込んでいるのか。

(ウ) 施設周辺の交通渋滞等について

- 実際に現地に行ったが、南側の道路が非常に狭い。事業用地外であるが、道の駅ができると出入りの車で大変な事になるのではないかと。

- 南側の道路から道の駅への出入りは想定されているのか。

⇒ 南側の市道については、道の駅の整備と並行して整備する計画はあると聞いている。なお、南側の市道からも県道からも出入りができる事業計画になっている。

- たまたま現地を見に行ったら時も、瀬戸大府東海線の日進消防署辺りの交通量が多く、混雑していた。道の駅ができると、より混雑し渋滞が起きるのではと心配の声があったが、その辺りの見通しはどうか。
⇒ 起業者の計算では、基本的に将来の交通量はそれほどかわらない計算となっている。

- 「大型トラック等の出入りにより、住民生活の安全安心が担保されない」という意見に対し、「大型車の駐車場は、県道沿いに配置されることから、住民の生活環境に対する影響は、抑えられると考えられる。」との見解であり、また、「抜け道として使われるのではないか」という意見に対しても「一定の安全確保は図られていると認められる」との見解であるが、これらはデータに基づいて精査しているわけではないということなのか。
⇒ 失われる利益、得られる利益とは、あくまで起業地の話である。たしかに、周辺施設へ与える影響もあるが、それは、失われる利益ではなく、得られる利益のマイナス要因である。失われる利益に関する絶対的基準はなく、数値で検証しなければいけないというような決まりはないため、感覚的な部分がどうしても出てきてしまう。起業地については田であり、周辺道路は、そもそも交通量が一定程度あるため、振動や騒音についても、既にそれなりにあり、大きな影響はないのではと考えている。周辺に与える影響については、意見書で出ており、説明会でも出ているが、それについては完全にゼロにはできないが、冒頭で説明したがある程度配慮した形で事業を進めるとのことなので、一定程度の効果は得られるのではと考えている。

- これだけ大きい施設を作れば周辺に影響を与えるのは間違いないので、起業地の中だけで考えてくださいというのは、いささかナンセンスではないか。施設ができれば、交通量が増え、渋滞が長くなるのではと考えるのが、ごく自然ではないか。
- 調べたわけではないというのはわかるが、今回、こういう意見が出てきたわけであり、それに対して説得力のあるデータなり何かを用意するということが、あってもよいと思う。
- 土地収用法の手続きによらず事業を進めた場合、こういう審議は行われず事業は進むのか。
⇒ 事業認定を取らなければ、事業ができないというわけではない。

(エ) 事業計画について

- 私のイメージでは、道の駅というのは、ドライブがてら寄って、その地方の名物、産物を見るのも楽しみであり、当然そこで休憩し食事をし、地図をみながら次はどこへ行こうかという、そういったイメージがある。

今回は、それに付加価値をつけて大きな施設にしようという説明は受けている。

○ 県道瀬戸大府東海線は、大型ダンプとか貨物自動車を通る道路なのか。

⇒ 交通量は比較的多い主要幹線道路である。H27交通量調査において、県道瀬戸大府東海線の本郷町前田地区では、大型車の24時間交通量は4,604台、昼間12時間の交通量は2,090台となっている。

○ ヘリポートの所は、ずっと芝生になっているようなイメージでよいか。

⇒ 平常時の利用としては、イベントなどが開催できる空地となっている。

○ 物販施設と飲食施設が並んだ大きい建物が建っているイメージだが、どういう事業者を入れて、何店舗、何種類ぐらいの品目を想定しているか決まっているのか。

⇒ 具体的な詳細については、決まっていない。今後指定管理者を選んで決めていくことになっている。

○ 情報発信施設とは具体的にどのような施設なのか。

⇒ 日進市の観光案内、緊急時の愛知県からの情報、それから渋滞情報等も発信することとしている。

○ 市として総合計画などに位置付けていく過程で市民を巻き込んだプロセスを行っていると考えているが、どれぐらいのプライオリティに位置付けられているのか。

⇒ 第6次日進市総合計画の各所に道の駅が位置付けられているが、順番まで記載はされていない。ただ、計画を定めるにあたり、審議会を作り8回ほど審議を行い、総合計画を策定している。委員の中には市民の委員も含まれており、計画を作るにあたってはパブリックコメントも行っており、36名298件の意見が出され、それを経て日進市の総合計画が定められ、その中に道の駅が位置付けられている。また、道の駅基本計画を定めるにあたり、整備検討委員会を立ち上げ、その委員の中に公募の市民の委員の方が4名ほど含まれており、パブリックコメントも実施し53名374件の意見が出されており、都合5回の委員会が開かれており、市民の意見も反映されていると考えている。

(オ) 施設管理について

○ 施設の日々の管理は誰がどのようにするのか、地域の方にもきちんと説明しながら決めていくということか。地域の方には、情報をなるべく正確に都度都度発信していくことが必要だと思う。

⇒ 日進市が、指定管理者を選定し、選定された事業者が管理していくことになる。

(カ) 失われる利益の判断について

- 失われる利益について、資料7では環境面と埋蔵文化財について、失われる利益は少ないと書かれているが、その他の利益については検討したが、二つの代表的な物だけを記載しているのか、それとも検討されていないのか。
- ⇒ 失われる利益とは、生活環境への影響、保全すべき動植物への影響、文化財への影響の三点から確認している。生活環境への影響については、環境影響評価というものがあり、法律において実施すべき基準が定められており、その基準に達していないため、今回は実施していない。保全すべき動植物への影響については、任意で起業者が調査した結果から影響がないと判断している。文化財への影響については、日進市生活学習課へ埋蔵文化財の該当がないことを確認している。
- 生活環境への影響については、環境影響評価の基準に達していないということで調査をされていないというのはわかるのだが、生活環境への影響についても検討されたという理解でよいか。
- 騒音や交通安全面への影響とか、そういう点については検討されているのか。
- ⇒ 環境アセスの基準に達していない事業であり、必ずしも調査する必要がないことから、今回は調査していない。

(キ) 周辺環境への影響について

- 代替案との比較は、三つの候補地について社会的条件、技術的条件、経済的条件から比較検討しているが、その内容を教えてほしい。候補地を検討する中で、できるだけ周辺に影響がない場所を選んでいるはずなので、どういうプロセスでこの場所が選定されたのかということがわかれば、判断の助けになるのでは。代替案との比較は、周辺の住民の方などに対する影響などについても記載されているのか。
- ⇒ 候補地の比較については、申請書に記載があり、候補ごとに比較しており、示されている。周辺の土地利用への影響という項目で記載されていて、「市役所周辺地域整備計画との融和が高い」とか、「市の中央に係る優良な集合農地の減少又は集合農地区での民間開発を誘発する可能性がある」とか、そういう点で比較されている。
- 開発面積が1ha以上であれば、開発許可対象になると思うが、もし、開発許可対象であれば開発許可基準に則り、周辺道路や雨水貯留施設など周辺インフラも整備されるはずなので、住民の方々の様々な不安に対しては、そういった説明をされるのがよいのではないか。
- ⇒ 開発許可については、資料がないのでわからない。

(ク) その他

- 収支も大事だと思うが、収支を超えたところで、畑の真ん中で、車しか通らないところに、皆さんが来るのかという素朴な疑問がある。これは、やってみなければわからないかもしれないが、果たしてどうなのか。

エ 審議結果

今回の審議会では事業の認定に関する処分について結論を出すことができないため、継続審議とすることとした。

(3) その他

会長が会議録に署名する委員に鶴田委員と福本委員を指名し、両委員はこれを承諾した。

次回の審議会の開催日程等については、改めて事務局から連絡する。